

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

- 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四二）
- 産業活力再生特別措置法関係手数料令（二四三）
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二四四）
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（二四五）
- 弁理士法施行令の一部を改正する政令（二四六）
- ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四七）
- گران高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二四八）

### 〔府 令〕

- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四八）

### 〔省 令〕

- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（総務八八）
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一三三）
- 独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五三）

### 〔規 則〕

- 人事院規則九一七（俸給等の支給の一部を改正する人事院規則（人事院九一七一―九五）
- 人事院規則一五一―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一一五―一四―一二）

### 〔告 示〕

- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務四二〇―四二四）

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務三五八）

- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同三五九）

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（厚生労働四一八）

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件（同四一九）

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件（同四二〇）

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同四二一）

- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同四二二）

- 農林水産政策研究所共同研究規程の一部を改正する件（農林水産一二三五）

- 農林水産政策研究所受託調査等実施規程の一部を改正する件（同一二三六）

- 農林水産政策研究所依頼研究員受入れ規程の一部を改正する件（同一二三七）

- 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一七〇）

- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通九三二）

- 海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件（同九三三）

- 登録基幹技能者講習の登録を行う件（同九三三）

- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人を指定した件（同九三四、九三五）

- 道路に関する件（東北地方整備局二五四、一五五）

- 道路に関する件（北陸地方整備局一一〇）

- 道路に関する件（近畿地方整備局一二二）

- 道路に関する件（四国地方整備局七四）

- 道路に関する件（九州地方整備局二〇三、一〇四）

- 道路に関する件（以下次のページへ続く）

- 道路に関する件

- 道路に関する件

- 道路に関する件

- 道路に関する件

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチコール製工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

弁理士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年八月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二百四十六号

弁理士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第十六条の十四第一項及び第二項並びに第五十七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

弁理士法施行令(平成十二年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。  
第六條を第八條とし、第五條を第七條とし、第四條を第六條とし、第三條中「第十号まで」を「第十一号まで」に改め、同條を第五條とする。  
第二條の次に次の二條を加える。

(経済産業大臣の行う実務修習に係る手数料)  
第三條 法第十六條の十四第一項の政令で定める手数料の額は、十一万八千六百円とする。  
(指定修習機関の行う実務修習事務に係る手数料の額の認可)  
第四條 法第十六條の十四第二項の規定による認可を受けようとする指定修習機関は、認可を受けようとする手数料の額及び実務修習事務の実施に要する費用の額に経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

経済産業大臣 甘利 明  
内閣総理大臣 福田 康夫

2 経済産業大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。  
一 手数料の額が当該実務修習事務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。  
二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎  
経済産業大臣 甘利 明  
内閣総理大臣 福田 康夫

ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年八月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二百四十七号

ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十九條の二第一項及び第五十一條の三並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第二條第七項及び第九十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

(ガス事業法施行令の一部改正)  
第一条 ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次の一号を加える。  
五 ガスこんろ(ガスの消費量の総和が四キロワット(ガスオープン)を有するものにあつては、二キロワット)以下のものにあつて、こんろバーナー一個当たりのガスの消費量が五・八キロワット以下のものに限り、液化石油ガス用のものを除く。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正)  
第二条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号を次のように改める。  
二 液化石油ガスこんろであつて、次に掲げるもの。  
イ 液化石油ガスを充てんした容器が部品の又は附属品として取り付けられる構造のもの。  
ロ 液化石油ガスの消費量の総和が十四キロワット(ガスオープン)を有するものにあつては、二十一キロワット)以下のものであつて、こんろバーナー一個当たりの液化石油ガスの消費量が五・八キロワット以下のもの(イに掲げるものを除く。)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(施行期日)  
附則  
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この政令による改正後のガス事業法施行令別表第一第五号に掲げるガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、ガス事業法第三十九條の三の規定にかかわらず、同法第三十九條の十二の規定による表示が付されていない当該ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列することができ。

この政令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第一第二号に掲げる液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九條の規定にかかわらず、同法第四十八條の規定にかかわらず、

定による表示が付されていない当該液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

経済産業大臣 甘利 明  
内閣総理大臣 福田 康夫

この政令は、平成二十年九月三十日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 福田 康夫  
外務大臣 高村 正彦  
防衛大臣 石破 茂

この政令は、公布の日から施行する。

内閣府令第四十八号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第三十九号)の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十條の三及び警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十六條第一項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

府令

内閣府令第四十八号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第三十九号)の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十條の三及び警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十六條第一項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 福田 康夫  
外務大臣 高村 正彦  
防衛大臣 石破 茂

この政令は、公布の日から施行する。